

「サンルダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 意見募集の実施について

国土交通省北海道開発局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）に基づき、サンルダムの検証に係る検討を進めています。

このたび、平成24年7月31日開催の「第5回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領により、広く皆様からご意見を募集いたします。

1. 意見募集対象

「サンルダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」）

2. 意見募集期間

平成24年8月2日（木）～平成24年8月31日（金）（17時必着）

3. 提出方法

ご意見は、電子メール・郵送・ファックスのいずれかの方法で4. 提出先までご提出下さい。ご意見につきましては、別添意見様式により、下記①～⑦を記載下さい。

- ①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ②住所
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④職業（企業・団体としての意見提出の場合は不要）
- ⑤年齢（企業・団体としての意見提出の場合は不要）
- ⑥性別（企業・団体としての意見提出の場合は不要）
- ⑦ご意見（意見該当箇所の頁と行も合わせて記載してください）

※ 頂いたご意見に関する個人情報、目的以外では使用いたしません。

4. 提出先

別紙1の用紙に意見をご記入の上、以下の提出先まで期限内に送付してください。

提出先：国土交通省北海道開発局旭川開発建設部治水課内

「サンルダムの検証に係る検討に関する意見募集」事務局宛

①電子メール：sanru_pabukome@hkd.mlit.go.jp

②郵送：〒078-8513 旭川市宮前通東4155番31号

③ファックス： 0166-32-2927

(件名に、「サンルダム建設事業の検証に係る検討報告書」素案)に関する意見」と明記して下さい)

5. 閲覧又は資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

国土交通省北海道開発局「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」ホームページ

URL: http://www.as.hkd.mlit.go.jp/chisui04/kentou/kentou_top.html

②資料の閲覧場所

以下の場所において、資料の閲覧が可能です。

- ・国土交通省北海道開発局旭川開発建設部治水課（旭川市宮前通東 4155 番 31）
- ・国土交通省北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所（名寄市西 6 条南 9 丁目）
- ・国土交通省北海道開発局旭川開発建設部サンルダム建設事業所（上川郡下川町西町 68 番地）
- ・国土交通省北海道開発局留萌開発建設部治水課（留萌市寿町 1 丁目 68 番地）
- ・国土交通省北海道開発局留萌開発建設部幌延河川事業所（天塩郡幌延町字幌延 153 番地の 2）
- ・流域市町村（士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、天塩町、幌延町、豊富町）の各市役所、役場

6. 意見提出にあたっての注意事項

- ①ご意見が 200 字を超える場合は、併せてその内容の要旨（200 字以内）を記載いただきますようお願いいたします。
- ②ご意見は日本語でご提出ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち市区町村名を公表する場合があります。
- ④ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認のために利用します。
- ⑤電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑥皆様からいただいたご意見は、同様のご意見の数にかかわらず、その論点を整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑦期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。

- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容